

高校生の自転車通学（試行運用）について

令和7年9月22日

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 校長

1. 概要

今学期より、魅力ある学校改革（令和6年12月17日提示）の一環として生徒の通学環境を充実させるべく、スクールバスの運行改善計画を進めているところです。今年度は、学校近隣路線の統廃合や、一部バスの停車地拠点化に加え、ピストン運行の導入や高速道路の活用を含む計画となっており、改善計画最終年度となる令和9年度には、延べ乗車可能人数を現行の1.5倍程度まで伸ばすことを目標としています。

現状のスクールバス乗車率や、昨年実施した生徒の通学に関するアンケート調査の結果等を踏まえれば、スクールバスに加えたさらなる通学手段として、「自転車の活用」が生徒の通学利便性に大きな効果をもたらすと考えられることから、以下の方針及び運用等により本年11月から今年度中（令和7年度中）までを「自転車通学の導入（校則緩和）試行期間」として運用します。

2. 方針

- ☐ 自転車通学の対象は「高校生」とします。
- ☐ 学校への自転車乗り入れは、禁止とします。
- ☐ 自転車通学は登校日（※）に限るものとし、通学可能範囲を以下のとおりとします。

（※）平日及び土曜授業日または長期休業中の講座期間 / 休校日は不可

通学可能範囲は、原則、

- ・「自宅からゆいレール駅付近の駐輪場」 または
- ・「シェアサイクルの利用によるステーション区間」 とします。

ただし「自宅から“事前に駐輪の許可を得た親族や知人宅または私有地までの区間”における自転車通学」を妨げるものとはしません。

また、生徒の安全性を考慮し、学校周辺の通行禁止エリアを別添1のとおりとします。



3. 運 用

- 自転車通学は11月から（試行運用）開始とします。
- 自転車通学は登録制とし、希望する生徒は学校が指定するフォームへ登録することとします。
(フォーム：学年、クラス等、生徒名、保護者確認、防犯登録番号、任意保険加入確認等)
- 別添のとおり自転車通学のルールを提示しますので、自転車通学を希望する場合は必ず確認してください。
- 自転車通学を希望する生徒は、交通ルールやマナーを守り、安全な運転に努めましょう。

4. 登録について

10月24日（金）を目安に学校ホームページにて登録フォームを公開します。
ただし、自転車通学自体は11月4日（火）から試行運用開始となりますのでご注意ください。

5. 試行期間について

自転車通学の安全性等を確認する観点から本年11月より今年度中（令和7年度中）までを試行期間とします。
次年度以降の取扱いについては試行期間の状況に応じて別途ご案内します。

別添1（学校周辺の自転車通行禁止エリア）



別添 1



地図データ ©2025 200 m 